公益社団法人 都城青年会議所
役員選任の方法に関する規程

第１章　総　　則

第１条
　定款第４章第29条に定める役員選任に関する手続きは、この規程による。

第２条
　本会議所の役員は７月又は８月に開催する総会において次年度役員予定者を選任し、これを決定する。

第３条
　投票日は理事会において議決し、総会において承認を得なければならない。

第４条
　役員選挙に関する事務を管理するため、選挙管理委員会（以下、管理委員会と称する）を置く。

第２章　選挙管理委員会

第５条
　総務担当委員会は選挙に関する通常総会の１ヶ月前までに理事会の同意により特別会員中より選挙管理委員長１名を任命し、選挙に関する事務を委嘱する。

第６条
　選挙管理委員長は速やかに特別会員中より選挙管理委員を任命し、選挙管理委員会を組織し、会務を総理し、委員会を代表して理事会に出席して選挙に関する事務に関して意見を述べることができる。役員選出に関する事項については秘密保持を責務とする。
　管理委員会はあらかじめ委員の中から委員長支障ある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならない。

第７条
　管理委員会の任期は選挙に関する総会終結をもって終了する。

第８条
　総務担当委員会は管理委員会の事務を補佐する。

第３章　通　　知

第９条
　選挙に関する通知は、すべて管理委員長の名をもって文書に

より通知する。

第４章　選挙資格並びに被選挙資格

第10条

選挙資格並びに被選挙資格は、役員選任を行う総会の前月末日迄に在籍する会員とする。ただし、当該年度の会費を完納していなければならない。

２．次年度特別会員予定者、直前理事長予定者、及び監事予定者は被選挙資格を有しない。

３．役員は重任を妨げないが、２年連続重任した者は、３年目に限り被選挙資格を失うものとする。ただし、次年度理事長、副理事長、監事はこの限りではない。

第５章　選出・選任・選定

第11条

役員は理事長、副理事長、理事の順で正会員中より総会において選挙により選出する。

第12条

次年度の理事長は、正会員の直接選挙により選出し、理事会において選定する。

第13条

前条によって選出される次年度の理事長は、役員選任を行う総会の前月末日迄において、正会員たることを要する。ただし、下記に挙げるものは被選挙人となり得ない。

⑴　会費の納入を遅滞しているもの

⑵　次年度において正会員の資格なきもの

⑶　副理事長の経験なきもの

第14条

各委員会単位で正会員より被選挙資格を有する全会員中より理事長候補者をそれぞれ１名推薦し、推薦状を選挙に関する総会の25日前までに管理委員長に提出しなければならない。理事長、直前理事長、副理事長、監事及び専務理事からも合同して理事長候補を１名推薦することができるが、その場合も同様とする。

２．管理委員長は被推薦者名簿を作成し、選挙に関する総会の20日前までに事務局に公示しなければならない。

第15条

被推薦者は選挙に関する総会の15日前までに次年度副理事長、理事の員数並びに所定の用紙に必要事項を記載し、意見書を添えて管理委員長に提出しなければならない。これを提

出しない者は推薦を辞退したものとみなす。

第16条

投票は管理委員会の用紙を用い、被推薦者につき単記無記名投票による。

２．被推薦者が１名のときは、無投票により、被推薦者を当選者とする。

第17条

管理委員会は第11条により選出された次年度の理事長の氏名を、選挙日翌日に事務局に公示しなければならない。

第18条

監事は当該年度理事長が正会員又は特別会員の中から推薦し、不在者投票開始日の前日までに管理委員長に提出して、これを事務局に公示し、選挙開始前の総会の承認を経てこれを選任する。

第19条

前条によって推薦、選任される次年度の監事は、役員選任を行う総会の前月末日迄において、正会員又は特別会員たることを要する。ただし、下記に挙げるものは被推薦人となり得ない。

⑴　会費の納入を遅滞しているもの
⑵　次年度において正会員又は特別会員の資格なきもの
⑶　理事経験なきもの

第20条

次年度の副理事長は、正会員の直接選挙により選出し、理事会において選定する。

第21条

副理事長は被選挙資格を有する全会員より、管理委員会の用紙を用い、単記・連記・無記名投票及び管理委員会の定める方法により選出する。

第22条

第20条によって選出される次年度の副理事長は、役員選任を行う総会の前月末日迄において､正会員たることを要する。ただし、下記に挙げるものは被選挙人となり得ない。

⑴　会費の納入を遅滞しているもの
⑵　次年度において正会員の資格なきもの
⑶　理事の経験なきもの

第23条

次年度の理事は、正会員の直接選挙により選出し、総会の承認を経てこれを選任する。

第24条

投票は管理委員会の用紙を用い、単記・連記・無記名投票及び管理委員会の定める方法による。

第25条

第23条によって選任される理事は、役員選任を行う総会の前月末日迄において、次年度の理事の被選挙権を有する。ただし、下記に挙げる者は除く。

⑴　本年度を含む過去３ヶ年において連続して役員の地位にあるもの

⑵　次年度の理事長、副理事長、監事に選出されたもの

⑶　次年度において正会員の資格なきもの

⑷　会費の納入を遅滞しているもの

第26条

次年度の専務理事は総会後、理事会において総会にて選出された理事より指名し、理事会の承認を得なければならない。

第27条

やむを得ざる理由により投票日に投票できない会員は、管理委員会の定める方法によって不在者投票をなすことができる。

２．不在者投票において理事長候補者が２名以上の場合で、被推薦者が選挙に関する総会の15日前までに管理委員長に提出した次年度理事の員数がそれぞれ異なる場合は次年度理事の員数のいちばん多い員数だけ定員に達するまで記入し無記名投票とする。ただし、理事の選出においては、それぞれ優先順位順に記入する。

３．次年度理事長予定者が選出され、不在者投票において理事の員数に差が生じた場合、その差の票については無効とする。

第28条

日本青年会議所の役員及び委員候補者を本会議所より選出する必要があるときは、理事会及び総会において承認を求める。

第29条

定款第４章第30条第３項の理事長の任期は１年限りとし、再任を妨げない。

第６章　開　　票

第30条

開票は管理委員会立会いの上、これを行わなければならない。

第31条

理事長、副理事長及び理事の開票の結果、得票多数の上位者より順次当選者とし、定数内において最下位の同数者がある場合は、当該者のみ再度選挙する。それでも同数の場合は、総会の承認を得て理事会において当選者を決定し、総会に報告する。

２．被推薦者が１名のときは、無投票により、被推薦者を当選者とする。

３．次の投票は無効とする。

⑴　正規の投票用紙を用いないもの

⑵　連記数が役員の定数をこえるもの

⑶　投票者の意志が明確でないもの

⑷　その他本規程に違反したもの

４．総会の委任状は総会成立の規定数及び定款変更等の議決委任とし、投票権の委任状は認めないものとする。

５．定足数確認後の入退室は原則としてこれを認めない。ただし、管理委員長が承認した場合はこの限りではない。

第32条

理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の３分の１を超えて含まれる場合、関係がある者の中から得票多数の上位者より順次当選者とし、下位のものは３分の１を超えるものについては選出を無効とする。

２．定款第４章29条５項に基づき、選出の無効が生じた場合、理事のいずれか１人及びその親族その他特殊の関係がある者を除き順次繰り上がるものとする。

第７章　通　　知

第33条

現在の理事長は本規程の定めるところによって選出及び選任された次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第８章　欠員の補充

第34条

通常総会において選任された役員予定者が12月31日までの間に辞退もしくは休会又は退会の場合。

２．理事長予定者に欠員が生じた場合は副理事長予定者の中より当該年度理事長が推薦し、理事会の承認を得て決定する。

3．副理事長予定者に欠員が生じた場合は繰り上げることとし、当該年度管理委員長を務めた者の合意を得て、当該年度理事会において決定、又は理事予定者の中より当該年度理事長が推薦し、理事会の承認を得て理事長が決定する。
4．監事予定者に欠員が生じた場合は正会員又は特別会員中より当該年度理事長が推薦し、当該年度通常総会又は臨時総会において承認を得る。
5．理事予定者に欠員が生じた場合は繰り上げることとし、当該年度管理委員長を務めた者の合意を得て、当該年度理事会において決定する。
6．第２項から第５項までに関しては、委員会配属が決定した後であっても同様とする。

第35条

任期中の役員に欠員が生じた時、理事長の場合は副理事長の中より理事会において決定する。

副理事長の場合は理事の中より理事会の承認を得て理事長が任命する。監事、理事の場合は正会員より理事会において選出の上決定する。補欠選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、定款第４章第28条に定める員数を欠くに至らないときは後任者を選任しないことができる。

附　則

第36条

本規程に定めない事項に関しては、すべて理事会において決定する。

本規程は平成24年４月１日より実施する。